

第24期第26回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年7月5日(火曜日) 13:30~14:45

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第9番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第11番	高橋征三
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第18番	松木ワカ子
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	池田辰夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第10番	古川一豊
農業委員	第12番	小野春雄
農業委員	第17番	渡邊勝俊

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	近藤 弘 二	事務局 次長	藤田 美 保
農地係 長	松本 聡	農政係 長	中森 由紀子
主任	井上 貴 清	会計年度任用職員	齊藤 麻 里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係	農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係	農地パトロールについて



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。田植え等も終わって一段落というようなことですが、雨が降らないので梅雨明けも早くなり、今年は渇水と言われております。今回の台風では、少しの雨しか降らず恵みの雨にはなりませんでした。熱帯低気圧になって被害も少ないと思いますが、もう少し雨が降ってくれたらと思っております。先月の総会時に申しあげましたように、全国大会において新居浜市農業委員会が、農業委員会購読部数の部で2位になった表彰状が届いております。事務局に置いておきますので、また見ていただけたらと思いません。新聞の購読部数について言われるのですが、こういうこともあるということで、1つの新居浜市農業委員会の誇りとなり、また、皆様も頑張って購読部数を増やしていくきっかけとなるかと思いません。これからも、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから第26回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から議案第6号まで、農政関係は「農地パトロールについて」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において塩見 敏夫委員と寺尾 俊行委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号までは決議事項、第5号及び第6号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

藤田会長

1 ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田7筆、合計面積4,699.73平方メートルでございます。2ページをお開きください。

47番の1件でございます。期間につきましては、2年3か月、利用権の種類は、使用貸借で、新規設定となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、47番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、2番及び3番の2件でございますが、譲受人が同一でございますので、一括して説明させていただきます。

4ページをお開きください。

2番及び3番、別子山字瓜生野、畑、面積2,313平方メートル含む合計2筆、面積3,581平方メートル、譲受人は、(1-1)さんです。

譲受人は、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を借り受ける目的で、農地法第3条による申請書が提出されました。申請地は、いずれも国土調査により、隣地との境界も明確であり、当該申請地に接する農地がないことから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

続いて、ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

松本農地係長

事務局の方から説明をさせていただきます。先程、説明をいたしたとおりでございますが、事務局の方で確認をしたところ境界については国土調査が済んでおりますので特

に問題はありません。周辺の方につきまして特に農地はございませんので周辺の影響もないというようなことでございます。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、2番及び3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、18番から20番までの3件でございます。

6ページをお開きください。

まず、18番、御蔵町、畑2筆及び上原二丁目、畑1筆、合計面積824平方メートル、譲受人は(2-1)さんです。

譲受人は、現在、約7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道が整備された整形な農地で、引き続き、畑として利用されることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。6ページ及び7ページをお目通しください。

次に、19番及び20番、又野一丁目、田2筆、畑3筆、合計面積1,904平方メートル、譲受人は(2-2)さ

んです。

譲受人は、現在、約5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われます。

また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、18番は事務局及び伊藤 繁次郎委員から、19番及び20番は村上 壽一委員から、それぞれ報告をいただきます。まず、事務局からお願いします。

松本農地係長

6月24日に小野（春）委員から報告書の提出をいただいております。まず、申請地は現在、保全管理がされておりいつでも耕作ができる状態ということです。申請人につきましても申請地から自宅が近いことから地域と調和要件も特に問題なく、許可しても支障がありませんとの報告を受けております。以上でございます。

藤田会長

伊藤(繁)委員

ありがとうございました。次に、伊藤委員お願いします。失礼します。6月17日に現場を見させていただきました。申請されている農地は整形なところで、近隣で（2-1）さんが水田をされており、自宅からも近いことから地域との調和要件も問題ないと思われますので申請については許可相当だと思われます。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

次に村上委員お願いします。

村上委員

19番、20番を続けて報告します。6月20日に現地調査いたしまして、申請地は譲受人所有の農地と隣接しておりまして、また、農道及び水路は整備され隣地との境界

も明確であることから、本申請については許可相当であると思われまますのでよろしくお願いいいたします。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、18番から20番までについて質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の賃貸借権等の解除について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第4号につきましては、農地の賃貸借権等の解除について、1番の1件でございます。

9ページを御覧ください。

対象農地は、坂井町一丁目、畑1筆、面積640平方メートルであります。

5月の第24回新居浜市農業委員会総会で御審議いただきました、賃貸人より農地法第18条第1項の規定による解約の許可申請書が提出されたものでございます。離作補償については双方で協議することを条件のうえで許可することが適当と認めていただき、愛媛県農業会議の意見聴取で適正かつ妥当と判断され、新居浜市顧問弁護士への相談でも、離作補償はお互いに協議の上、農業委員会に合意の書面提出をもって許可することが妥当であるとの回答でした。以上により、「離作補償については、賃貸人、賃借人双方が十分に協議し合意すること」を条件とした条件付許可を考えております。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、片上委員。

片上委員

以前説明があったと思うのですが、双方協議の結果ということで条件が合えばということだったのですが、結果的にはどうなったか分かるのであれば、教えていただけますか。

藤田事務局次長

ここで、審議していただいた結果、賃貸人の方から出されている解除についての回答については、認めるけれども離作補償について話し合うという条件については、お互いに話し合わないといけませんので許可は条件をつけての許可ということで考えております。

片上委員

前回にそういうことで決定したのですが、許可は提出されて、解除についての許可申請が提出されたと思っています。お互いが納得したということですか。

近藤事務局次長

今回は協議事項であり、協議事項で決まったことについて農業会議等の意見を聞き、農業会議も妥当という意見でしたので、今回、決議事項により、正式に決議していただいて申請人に条件付きの許可書を交付するというようなことです。ややこしいですが、今回は農業会議の意見を聞くための協議事項、農業会議に聞いたら妥当という意見があったので、今回は決議事項で、決議していただいたら申請人に許可書をこの条件付きで交付いたします。二段構えで分かりづらいのですが、そのような手順になっておりますので、よろしくお願できたらと思います。

藤田会長

はい、曾我部委員。

曾我部委員

一応、前回の内容で農業会議で許可になったと今回ありますが、新居浜市農業委員会はこの件はこれで終わりではなくて、この二人がこれからが大変なので、いろいろな手助けを農業委員会としても両方に公正に続けてや

っていただきたいと思います。

近藤事務局長

双方とも、弁護士が付いて民事の裁判をしておりますので、弁護士さんと農業委員会の方でやり取りして双方の条件を整えば解約できるというようなことはアドバイスさせていただいておりますので、これからは両方の弁護士さんを通じて合意解約できる方法を農業委員会として進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

藤田会長

今回の案件では、賃貸人からの賃借権の解除については許可しますが、離作補償について十分に賃借人と賃貸人が協議して合意していただくこと。最終的に双方が合意しないと解約できませんので、先程、曾我部委員がおっしゃったように双方の意見を公平に聞いて、条件付き許可とする決定をしてよろしいですかということです。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の賃貸借権等の解除について」を原案のとおり決定させていただきます。

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

11ページを御覧ください。

9番、庄内町五丁目、田1筆、申請人は(3-1)さん。

内容は賃貸共同住宅1棟95.64平方メートル、一体利用地として、宅地5.10平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されま

す。

当該事案につきましては申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、9番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

12ページを御覧ください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第6号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は13件です。

13ページを御覧ください。

101番、城下町、田1筆、譲受人は(4-1)さん。内容は賃貸共同住宅1棟354.46平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

102番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は(4-2)さん。内容は賃貸共同住宅1棟234.64平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

103番、宇高町五丁目、畑2筆、譲受人は(4-3)さ

ん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

104番、西の土居町二丁目、畑1筆、譲受人は(4-4)さん。内容は露天駐車場、一体利用地として、宅地435.00平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

105番、角野新田町一丁目、畑2筆、譲受人は(4-5)さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

106番、沢津町一丁目、田1筆、譲受人は(4-6)さん。内容は自己住宅134.15平方メートル、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に愛媛労災病院及び吉井整形外科が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

15ページを御覧ください。

107番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は(4-7)さん。内容は自己住宅115.10平方メートル、農地区分は用途地域であるため第種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

108番、多喜浜二丁目、田2筆、譲受人は(4-8)さん。内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

109番、多喜浜二丁目、田1筆、譲受人は(4-9)さん。内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

110番、宇高町四丁目、田1筆、譲受人は(4-10)さん。内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地

である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

111番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は(4-11)さん。内容は自己住宅117.59平方メートル、一体利用地として、宅地199.84平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

112番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は(4-12)さん。内容は自己住宅112.62平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

17ページを御覧ください。

113番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は(4-13)さん外1名。内容は自己住宅86.12平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、101番から113番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、101番から113番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事

に意見を送付いたします。

18ページをお開きください。

報告事項は「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。

事務局から報告をお願いします。

松本農地係長

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましても、第5番の1件でございます。

第5番、(5-1)さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

続きまして、19ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時20分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「農地パトロールについて」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

中森農政係長

農地パトロールについて説明いたします。

日頃から、担当地区の農地利用状況に目を配る日常的なパトロールの実施をお願いしておりますが、農地法第30

条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められておりますので、今年度も実施いたします。

調査手順につきましては、昨年度と同様となりますが、今年度からシステムが変更になったことに伴い、調査票の様式が変更となっておりますので、説明させていただきます。

それでは、お配りしております調査票を御覧ください。

A4サイズの横書きでカラー印刷している分です。昨年度までは一枚に2筆ずつ記載しておりましたが、今年度からは町名ごとに調査票を分けて、地番の若い順に並べております。

調査表の左半分が基本情報となっており、左から所在地、地目、面積、所有者、耕作者を記載しております。耕作者の右側が令和3年度の調査結果となっており、区分欄については、昨年度遊休農地であった場合は、「2：農地法第32条第1項第1号（黄）」、昨年度営農中又は保全管理だった場合は、「6：遊休農地ではない」となります。現況と発生場所の区分については、昨年度の状況を記載しております。

発生場所の区分の右隣のピンク色の欄に今回の調査結果を記入していただくようになりますが、営農再開の場合はア、保全管理の場合はウ、遊休農地の場合は×となります。右端は地図のページ番号となります。

また、新規で発生した場合には、空白の用紙をつけていますので、そちらに記入をお願いします。現況と発生場所の区分については、調査票に昨年度の情報の記載がない場合は、この空白の用紙の現況と発生場所の区分の欄を見ただいて、該当する番号を記入していただくようになります。現況について、複数ある場合は、もっともあてはまるもの2つを選んでください。

続いて、地図についての説明ですが、昨年度の調査結果

内容で色塗りをしております。ピンク色が営農再開、水色が保全管理、緑色が遊休農地となっております。昨年度と調査票の様式が変更となったことでやりにくい部分もあるかと思いますが、現地では地図に書き込み、あとから調査票に転記するなど各自で工夫していただき、9月の総会までに事務局まで提出をお願いします。

パトロールの際には、委員会親睦会よりお茶を買ってお渡ししますが、暑い時期ですので、十分な水分補給と帽子をかぶるなどの熱中症対策をしてパトロールに臨んでください。また、パトロール中に記入方法等不明な点がでてきましたら、同行している事務局職員にご相談ください。以上で説明を終わります。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

藤田会長

どうぞ、村上委員。

村上委員

この用紙はパトロールの時に記入するのですか。それとも、先に記入するのですか。

中森農政係長

パトロールの際に、その場で書き込んでいただいても構いませんし、地図の方に書き込んで後から転記していただいても構いません。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございました。各委員さんも去年も実施しておりますので理解していただいていると思いますが、不明な点がありましたら事務局にお尋ね下さい。また、一緒に事務局が農地パトロールに同行しますので一緒に確認しながらよろしくをお願いします。はい、寺尾委員。

寺尾委員

囲繞地とは。

近藤事務局長

進入路がない、袋地となっている土地のことです。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

以上をもちまして、第26回新居浜市農業委員会総会を

閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員